

JCR グリーンボンド・フレームワーク評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド・フレームワークの評価結果を公表します。

京都市のグリーンボンド・フレームワークに Green 1(F)を付与

発行体：京都市

評価対象：京都市 グリーンボンド・フレームワーク

<グリーンボンド・フレームワーク評価結果>

総合評価	Green 1 (F)
グリーン性評価（資金使途）	g1 (F)
管理・運営・透明性評価	m1 (F)

第1章: 評価の概要

京都市は、京都府の府庁所在地で政令指定都市である。人口は約145万人¹と京都府の人口の約57%を占める。京都市は大阪府の一部と滋賀県に隣接する内陸都市であり、盆地に位置している。市内に鴨川、桂川、宇治川等が流れ、また森林が市域の4分の3を占め、自然豊かな特徴を有する。

京都市は、1997年に採択された地球温暖化対策に関する国際的約束である京都議定書以降、様々な取り組みを推進してきた。京都議定書の誕生から20周年の2017年には、パリ市や国際機関等と連携し地球環境京都会議2017（KYOTO+20）を開催し、地球温暖化対策の重要性とこれに取り組む方向性についての認識及びその実行に向けた決意を共有することや、またIPCC²第49回総会を京都市で開催し、京都市から気候変動対策に関する様々な発信等を行っている。

京都市が2016年3月に策定した京都基本計画の環境分野の個別計画である京都市環境基本計画（2016～2025）では、2016年度から2025年度までの10年間を対象に脱炭素、生物多様性と自然環境、資源・エネルギー有効活用および環境保全を推進するためのひと・しくみづくりの4つの長期的目標と10の基本施策を通じ、「環境と調和する持続可能な社会」の実現に向けて各種取り組みを推し進めている。

京都市は、京都市地球温暖化対策計画において、全国に先駆けて策定した長期目標である「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」を明記し、脱炭素社会の実現に向けた実行計画を策定している。2050年にCO₂排出量正味ゼロを達成するため、2030年までに市域からの温室効果ガス排出量を2013年度比46%以上削減することを中間目標として掲げている。同計画における緩和策の取り組みとして、ライフスタイルの転換、ビジネスの転換、エネルギーの転換、モビリティの転換および森林・農地等の吸収源対策の5分野における

¹ 京都市統計ポータル 令和2年国勢調査結果（確報値）に基づく推計 令和4年2月

² 気候変動に関する政府間パネル

20 施策を展開し、省エネルギーの加速および再生可能エネルギー利用の拡大を図るとしている。気候変動の影響への対策である適応策においては、自然災害、健康・都市生活、水環境・水資源、農業・林業、自然生態系および文化・観光・地場産業の気候変動による影響が懸念される6分野において対策の充実を図るとしている。具体的には、京都における影響の把握、分析、適応情報の発信、各分野の施策推進および新たな取り組みの推進について、2021年7月に設置した京都気候変動適応センターにおいて行っていくものとしている。

今般、京都市は、上記の気候変動における緩和策および適応策の他、汚染防止と管理、自然資源・土地利用の持続可能な管理や生物多様性保全に資する事業を用途としてグリーンボンド・フレームワーク（本フレームワーク）を定めた。これにより、2050年二酸化炭素排出量正味ゼロの目標達成や、適応策の更なる施策推進を目指している。また、グリーンボンドの発行により、環境と経済の好循環を生み出す仕組みづくりとして、グリーンファイナンスの推進を図るとしている。JCRは、本フレームワークが「グリーンボンド原則³」および「グリーンボンドガイドライン⁴」に適合しているか否かの評価を行う。これらの原則等は国際資本市場協会（ICMA）および環境省がそれぞれ自主的に公表している原則またはガイドラインであって法的な裏付けを持つ規制ではないが、現時点において国内外の統一された基準として当該原則およびガイドラインを参照してJCRでは評価を行う。

JCRは、京都市が本フレームワークで定めた適格基準は、気候変動への緩和と適応の両側面における施策を対象としており、京都市の環境課題解決に大きく貢献するものであると評価している。また、プロジェクトの選定プロセス、資金管理体制および発行後レポーティング体制等についても適切に構築され、透明性が高いと評価している。

この結果、本フレームワークについて、JCRグリーンファイナンス評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金用途）」を“g1(F)」、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCRグリーンボンド・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。また、本フレームワークは「グリーンボンド原則」および「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしているとJCRは評価している。

³ ICMA (International Capital Market Association) グリーンボンド原則 2021年版
<https://www.icmagroup.org/green-social-and-sustainability-bonds/green-bond-principles-gbp/>

⁴ 環境省 グリーンボンドガイドライン 2022年版
<https://www.env.go.jp/content/000062495.pdf>

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1:グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本フレームワークから発行されるグリーンボンドの資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1(F)』とした。

(1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途において環境へのネガティブな影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

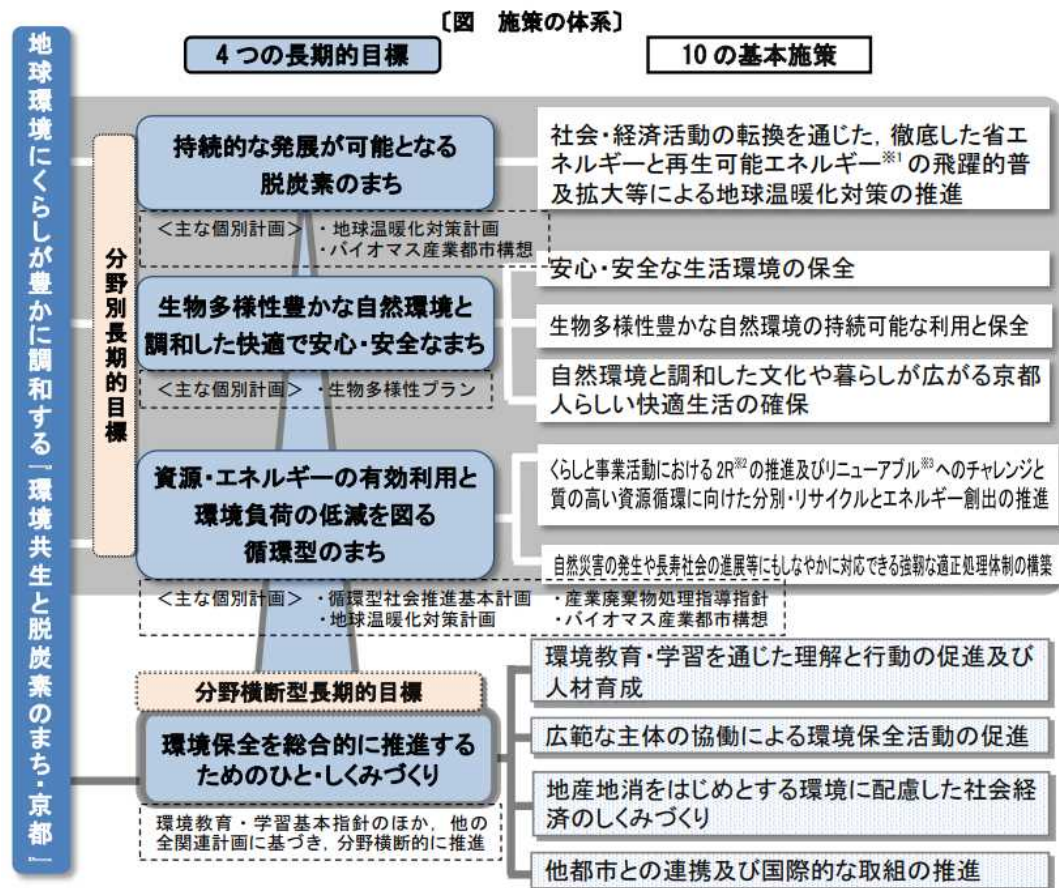
資金使途の概要

a. プロジェクトの環境改善効果について

<資金使途に係る本フレームワーク>

京都市は、本フレームワークにおいて、資金使途を以下の通り定めている。資金使途は全て新規投資である。

対象事業	グリーンプロジェクトの事業区分	想定される環境効果
市有施設太陽光パネル設置事業	・再生可能エネルギー	・再生可能エネルギー導入量の増加
市有施設・設備省エネ改修事業	・省エネルギー	・エネルギー使用量削減によるCO ₂ 排出量削減
クリーンセンター改修事業	・省エネルギー	・CO ₂ 排出量削減
土壌汚染対策事業	・汚染の防止と管理	・土壌汚染の除去による環境汚染の改善及び健康リスクの低減
緑化推進事業	・自然資源・土地利用の持続可能な管理 ・生物多様性保全 ・気候変動に対する適応	・緑地面積の拡大による環境保全、雨水流出の抑制
森林整備等事業	・自然資源・土地利用の持続可能な管理 ・生物多様性保全 ・気候変動に対する適応	・適切に管理される森林面積の拡大によるCO ₂ 吸収量の増加、その他の森林の多面的機能の発揮
次世代自動車・バイオディーゼル車導入事業	・クリーンな運輸	・エネルギー使用量削減によるCO ₂ 排出量削減
河川整備事業	・持続可能な水資源管理 ・気候変動に対する適応	・浸水被害の防止
市有施設新築・増築事業	・グリーンビルディング ・省エネルギー	・エネルギー使用量削減によるCO ₂ 排出量削減 ・再生可能エネルギー導入量の増加 ・市内産木材(みやこ柚木)等の利用に伴う炭素貯蔵によるCO ₂ 排出量の削減



<本フレームワークに対する JCR の評価>

資金使途 1: 市有施設への太陽光パネルの設置事業

資金使途 1 は、京都市の所有施設への太陽光パネル設置に係る費用であり、環境改善効果が高い。資金使途 1 は、グリーンボンド原則における「再生可能エネルギー」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「再生可能エネルギーに関する事業」に該当する。

京都市は、2021 年度から 2030 年度までを対象とした京都市地球温暖化対策計画において、緩和策におけるエネルギーの転換施策のひとつとして市内の再生可能エネルギーの最大活用を推進方針として定めている。太陽光発電設備導入量に関して、2018 年度の出力 136MW から、2030 年度までに 250MW まで拡大を目指している。本資金使途は、市の教育施設等の改修等工事に合わせ、太陽光パネルの設置を行うことで、再生可能エネルギーの導入量拡大を図る施策の一つである。

取組による削減目標

消費電力に占める再生可能エネルギー比率
15% 程度 (2018) → 35% 以上 (2030)

排出量 家庭部門 産業部門 業務部門 運輸部門
▲53 万 t-CO₂ ▲19 万 t-CO₂ ▲7 万 t-CO₂ ▲23 万 t-CO₂ ▲4 万 t-CO₂

対策ごとの削減見込量

対策	削減見込量	2030 年度の取組のレベル, 考え方等	関連する推進方針
太陽光発電設備の普及	2	・太陽光発電設備導入量 : 250MW (現状 136MW) 〔住宅用太陽光: 約 15,000 件増〕 〔住宅用以外 : 約 60MW増〕	3・9・ 13・14
再生可能エネルギー電気の選択促進	20	・再生可能エネルギー100%電気の契約割合 : 10%程度 (現状ほぼ 0%)	10
電力会社による再生エネ供給の促進	31	・電力会社が供給する電力の再生可能エネルギー割合: 25% (現状約 15%)	11

(出所 京都市地球温暖化対策計画)

資金使途 2: 市有施設・設備省エネ改修事業

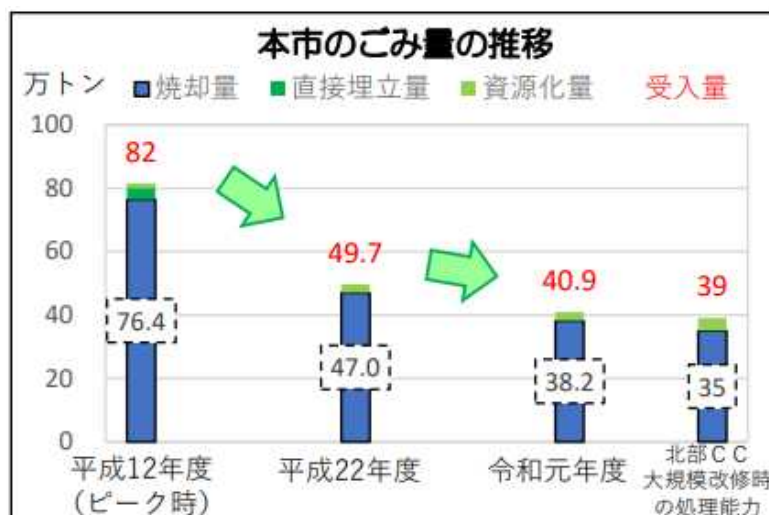
資金使途 2 は、京都市の所有施設と設備の更新・改修に係る費用であり、具体的には空調の更新および照明の LED 化に係る費用である。照明の LED 化は、建物全体のエネルギー消費量の削減に資するほか、頻繁な電球の交換が不要となることから省資源にも資する。また、高効率な空調の更新により、建物全体のエネルギー消費量の削減にも資するため、環境改善効果が高い。資金使途 2 は、グリーンボンド原則における「エネルギー効率」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「省エネルギーに関する事業」に該当する。

京都市は、京都市役所 CO₂削減率先実行計画において、2030 年に温室効果ガス排出量を 2013 年度比 46%削減する目標を掲げ、最大級の省エネルギーを施策として定めている。本資金使途は、30%以上の CO₂排出量あるいはエネルギー使用量の削減を目的として、市有施設の福祉施設や文化施設等における空調の更新や照明の LED 化、また道路照明等の LED 化等を行うことにより、京都市所有施設および説明の省エネルギー化を図る施策の一つである。

資金使途 3: クリーンセンター改修事業

資金使途 3 は、京都市所有のクリーンセンターにおける主に設備更新に係る費用である。高効率焼却炉の導入やボイラ更新等の設備更新により、エネルギー消費量の削減に資するため、環境改善効果が高い。資金使途 3 は、グリーンボンド原則における「エネルギー効率」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち「省エネルギーに関する事業」に該当する。

[京都市のごみ処理の現状]



(出所 京都市 京（みやこ）・資源めぐるプランー京都市循環型社会推進基本計画）

京都市では、2021年度から2030年度を対象にした「京（みやこ）・資源めぐるプランー京都市循環型社会推進基本計画」を2021年7月に策定し、食品ロスやプラスチック問題などの世界的な課題への対応、大規模自然災害の発生等の危機等にも対応可能な廃棄物処理体制の整備や更なるごみ減量等を図り、持続可能な循環型社会の実現を目指している。これまでに、ごみ量（市受入量）のピーク時である2000年度の82万トンから、2019年度に約41万トンとごみ半減を達成した。本計画では、2000年度比でレジ袋使用量を90%削減、ペットボトル排出量を半減する目標等を設定している。また、今後、北部クリーンセンターの大規模改修を予定しており、自然災害の発生や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる強靱な適正処理体制の構築に取り組むとしている。

資金使途 4: 土壌汚染対策事業

資金使途 4 は、土壌汚染対策法に基づく区域指定を受けた土地を対象に土壌汚染対策を実施するものである。資金使途 4 は、グリーンボンド原則における「汚染の防止および管理」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「汚染の防止と管理に関する事業」に該当する。

本資金使途は、土壌汚染対策法に基づき、京都市の公共施設の建築工事における土壌汚染調査や、土壌汚染対策法に基づく区域指定を受けた土地について指定解除の要件を満たすための掘削等工事を対象としている。また、当該掘削により発生した汚染土壌を浄化処理施設で処分するものであり、土壌汚染に関する人の健康被害の防止のため、重要な施策である。

●調査

・有害物質使用特定施設の使用の廃止時【第3条第1項】
 ・調査義務が一時免除中の土地における900㎡以上の土地の形質の変更時【第3条第8項】
 ・一定規模（3,000㎡又は900㎡※）以上の土地の形質の変更の届出時に、
 土壤汚染のおそれがあると京都市長が認めるとき【第4条】
 ※有害物質使用特定施設が設置されている又はされていた工場又は事業場の敷地 900㎡
 上記以外の土地 3,000㎡
 ・土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると京都市長が認めるとき【第5条】

自主調査において土壤汚染が判明した場合

土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）が、指定調査機関に調査を行わせ、土壤の汚染状態が指定基準を超過した場合

土地所有者等が京都市長に区域の指定を申請【第14条】

結果報告

●区域の指定等

①要措置区域【第6条】

土壤汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域
 →汚染除去等計画の作成・提出を京都市長が指示【第7条】
 →土地の形質の変更の原則禁止【第9条】

②形質変更時要届出区域【第11条】

土壤汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）
 →土地の形質の変更時に京都市長に計画の届出が必要【第12条】

摂取経路の遮断が行われた場合

それぞれ京都市長が指定・告示するとともに、要措置区域又は形質変更時要届出区域の台帳に記載して公衆に閲覧【第15条】

汚染の除去が行われた場合は、指定を解除

（出所 京都市 土壤汚染対策法の概要）

資金使途 5: 緑化推進事業および森林保全事業

資金使途 5 は、緑地面積の拡大による環境保全、雨水流出の抑制および森林に関する整備面積の拡大に資することから、環境改善効果が高い。資金使途 5 は、グリーンボンド原則における「生物自然資源および土地利用に係る環境持続型管理」「陸上および水生生物の多様性の保全」「気候変動への適応」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業」「生物多様性保全に関する事業」「気候変動に対する適応に関する事業」に該当する。

京都市は、2021 年度から 2030 年度までを対象にした京都市生物多様性プランを 2021 年 3 月に策定した。京都市は、生物資源の減少、人の手が入らなくなったことによる森林の荒廃、気候変動による影響の顕在化など生物多様性の危機は進行している状況にあると認識し、京都の豊かな自然環境とそれに支えられた暮らしや伝統・文化を今後も継承していくために、一人ひとりが生物多様性の危機的な状況を認識し、行動を起こす必要があるとしている。本プランにおいて、2050 年のあるべき姿として、[自然を慈しみ、自然に感謝し、自然と共に、京都の暮らし・文化・産業が継承・発展される「自然共生のまち・京都」]を設定し、2050 年までに達成すべきこととして視点を 4 つ、またその視点に対応する 2030 年度までの 4 つの目標・施策を設定している。

目標 1 京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図る

達成項目

- ① 京都の文化を支える生物資源を持続的に利用する。
- ② 自然が持つ多様な機能を活用して、都市のレジリエンスの向上を図る。
- ③ 生物多様性を活用した持続可能な観光を促進する。

目標 2 生息・生育地と種の多様性を保全・回復する

達成項目

- ① 多様な動植物が見られる重要な生息・生育地の環境を改善する。
- ② 里地里山の生物多様性の劣化を食い止め、回復を図る。
- ③ 種の絶滅を食い止める。
- ④ 生態系や人の健康、農林業に被害を及ぼす外来生物の拡大を防止するとともに、新たな定着を阻止する。
- ⑤ 海洋汚染につながる河川のプラスチックごみを削減する。
- ⑥ 地球温暖化を緩和する。(温室効果ガス排出量 2013年度比 40%以上削減)

目標 3 生物多様性に配慮したライフスタイルへの転換を図る

達成項目

- ① 生物多様性に配慮した消費行動が広がっている。
- ② 一人ひとりが自然を身近に感じ、暮らししている。
- ③ 一人ひとりが生物多様性とのつながりを認識している。
- ④ 一人ひとりが生物多様性のために行動している。

目標 4 社会変革に向けた仕組みを構築する

達成項目

- ① 生物多様性に配慮した経済活動を促進する。
- ② 生物多様性保全のための活動を支援する。
- ③ 生物多様性に関する情報の集約・発信力を強化する。
- ④ 生物多様性の現状を把握するための知見を集積する。

(出所 京都市 京都市生物多様性プラン (2021-2030))

資金使途 6: 次世代自動車・バイオディーゼル車導入事業

資金使途 6 は、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車(以上を総称してEV)およびごみ収集車であるバイオディーゼル車の導入に係る事業である。電力や水素を動力源とした電気自動車・燃料電池自動車の活用や、燃費向上によるエネルギー効率向上およびバイオディーゼルを用いていることから、環境改善効果が高い。資金使途 6 は、グリーンボンド原則における「クリーン輸送」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「クリーンな運輸に関する事業」に該当する。

京都市では、京都市地球温暖化対策計画において、緩和策におけるモビリティの転換施策のひとつとしてEVをはじめとする次世代自動車の普及を推進方針として定めている。京都市は、化石燃料による自動車に依存しない生活や社会・経済活動への転換に向けて、EVをはじめとする次世代自動車の普及を強力に進めるとしている。また京都市は、使用済みてんぷら油を回収し、廃食用油燃料化施設において、バイオディーゼル燃料を製造している。市バスやごみ収集車を対象に、本バイオディーゼル燃料を軽油の代わりに使用することで、市全体で年間 1,100t-CO₂ の削減に貢献している。本資金使途は、上記市政の取り組みに資するものである。



(出所 京都市ウェブサイト バイオディーゼル燃料化事業)

資金使途 7: 河川整備事業

資金使途 7 は、浸水対策のための河川における河積の拡大、護岸整備を実施する工事に係る事業である。河積の拡大や護岸の整備、遊水池の設置を行うことで、豪雨等の自然災害による被害の低減に資する取り組みである。資金使途 7 は、グリーンボンド原則における「持続可能な水資源および廃水管理」、「気候変動への適応」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「持続可能な水資源管理に関する事業」および「気候変動に対する適応に関する事業」に該当する。

京都市は、京都市地球温暖化対策計画における適応策において、気候変動による影響が懸念される6分野のうち、自然災害と水環境・水資源を特定している。自然災害の分野においては、都市のレジリエンスの向上に向けた、気候変動による被害の未然防止等と浸水対策をはじめとした防災・減災対策の推進を推進方針として定め、国・府等と連携した総合的な治水対策・雨に強いまちづくりの取り組みとして都市基盤河川改修や普通河川等改修の推進を図るとしている。また、水環境・水資源においては、水質や渇水リスクの評価、雨水・再生水利用等による良好な水資源管理の推進を推進方針として定め、良好な水環境の充実にに向けた取り組みを進めるとしている。

京都市が管理している河川数は341河川となっており、一級河川は19河川、準用河川は31河川、普通河川は291河川である。⁵ 本資金使途は、流域の都市化や沿川の宅地化の進行に伴う出水量の増大による浸水被害が発生した地区への対応を行うものであり、また前述の計画に資するものである。

⁵ 京都市ウェブサイト 河川管理区分 <https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000006382.html>

資金使途 8: 市有施設新築・増築事業

資金使途 8 は、京都市の市有施設の建設・増築に係る事業である。対象となる物件は、CASBEE 京都⁶S ランクまたは A ランクを対象としており、高い環境改善効果を有している。資金使途 8 は、グリーンボンド原則における「地域、国または国際的に認知された標準や認証を受けたグリーンビルディング」「エネルギー効率」、環境省のグリーンボンドガイドラインに例示されている資金使途のうち、「グリーンビルディングに関する事業」「省エネルギーに関する事業」に該当する。

京都市は、2030 年度までに温室効果ガス排出量 2013 年度比 46%削減の目標達成に向けて、2021 年 3 月、「京都市公共建築物低炭素仕様（2009 年 3 月策定）」を、「京都市公共建築物脱炭素仕様」に改定した。新築および増築工事における取り組みとして、以下を定めている。

1. 高断熱化および省エネ化の推進

建設時に外皮性能を強化し、高断熱化を図ることでエネルギー消費の少ない建築物を目指す。

2. 市内産木材（みやこ杉木）等の利用

公共建築物に最大限木材を利用するため、原則木造化する。また、利用する木材は、市内産木材（みやこ杉木）とし、環境保全のみならず林業振興、土砂災害や水害の防止等に貢献する。

3. 再生可能エネルギー利用設備の導入

再生可能エネルギー利用設備を最大限導入し、施設利用において消費を避けることができないエネルギーを可能な限り二酸化炭素を排出しないエネルギーに転換する。

4. 「京都ならではの環境配慮性能」の実現

室内の快適性や景観への配慮等も含めた建築物の品質を総合的に評価し、京都ならではの環境配慮性能を実現する。

4 項の取り組みにおいて、延床面積 300m²以上の物件を対象に、CASBEE 京都の S ランク又は A ランクを対象としており、本資金使途は上記施策に資するものである。

b. 環境に対する負の影響について

京都市では、各プロジェクトについて、環境に与えるネガティブな影響として想定されるリスクとその緩和策を以下の通り定めている。JCR では、京都市に対するヒアリングおよび関連資料の確認により、適切な対応策が講じられる体制となっていることを確認した。

対象事業	想定されるリスクと対応
市有施設太陽光パネル設置事業	工事に関する特記仕様書において、公害の防止に努め、工事に当たっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成 9 年建設省告示第 1536 号）に基づき指定された建設機械を使用するものとしています。
市有施設・設備省エネ改修事業	高効率空調機の導入に際し、既設の空調機を廃棄する場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、適切に回収等を行います。

⁶ CASBEE 京都とは、全国版の CASBEE（建築環境総合性能評価システム）をベースに、環境配慮はもとより、室内の快適性や景観への配慮なども含め、京都が目指すべき環境配慮建築物を総合的に評価するシステム

クリーンセンター改修事業	環境影響評価制度の対象となる場合は、住民や関係自治体などの意見を聴きながら、事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、事業が環境に及ぼす影響を回避、低減します。
土壌汚染対策事業	土壌汚染・地下水汚染の拡大等が確認された場合は、提出した汚染除去等計画書等に基づき、適切な措置を講じます。
森林保全事業	森林や林道の整備に当たっては、京都市森林整備計画や林道規程等を順守し、林地や生物多様性の保全に十分に配慮します。
緑化推進事業	土木工事に係る特記仕様書において、環境対策や建設副産物に関する事項を定め、騒音、排ガス、建設廃棄物対策に取り組むこととしています。
次世代自動車・バイオディーゼル車導入事業	バイオディーゼル車については、排気ガスに含まれる有害物質（すす）が増加するため、有害物質を除去するマフラー内フィルターの燃焼頻度、時間を増加させ、車両使用に影響がないよう対応します。
河川改修事業	土木工事に係る特記仕様書において、環境対策や建設副産物に関する事項を定め、騒音、排ガス、建設廃棄物対策に取り組むこととしています。
市有施設新築・増築事業	<p>工事に関する特記仕様書において、公害の防止に努め、工事に当たっては「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年建設省告示第1536号）に基づき指定された建設機械を使用するものとしています。</p> <p>また、指定地域内において騒音規制法及び振動規制法に定める特定建設作業を実施する場合は、法で規定する日までに市長に届出ます。基準値を超える騒音、振動により、特定建設作業の場所の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められる場合には、原因を特定し、作業方法を変更します。</p> <p>環境影響評価制度の対象となる大規模な事業については、住民や関係自治体などの意見を聴きながら、事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、事業が環境に及ぼす影響を回避、低減しています。</p>

c. SDGs との整合性について

資金使途の対象は再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングを参考にしつつ、JCR では、以下の SDGs の目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 2. 飢餓をゼロに

ターゲット 2.4 2030 年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践する。



目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質および土壌の汚染による死亡および疾病の件数を大幅に減少させる。

目標 6. 安全な水とトイレを世界中に



ターゲット 6.1 2030 年までに、全ての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。

ターゲット 6.3 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

ターゲット 6.4 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。

ターゲット 6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上への地域コミュニティの参加を支援・強化する。

目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに



ターゲット 7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。

ターゲット 7.a 2030 年までに、再生可能エネルギー、エネルギー効率及び先進的かつ環境負荷の低い化石燃料技術などのクリーンエネルギーの研究及び技術へのアクセスを促進するための国際協力を強化し、エネルギー関連インフラとクリーンエネルギー技術への投資を促進する。



目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

目標 9：産業と技術革新の基礎をつくろう



ターゲット 9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術および環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。

目標 11：住み続けられる街づくりを



ターゲット 11.3 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

ターゲット 11.5 2030 年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。

ターゲット 11.6 2030 年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。

目標 12：つくる責任、つかう責任



ターゲット 12.2 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。

ターゲット 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。

ターゲット 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。

目標 13：気候変動に具体的な対策を



ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）および適応の能力を強化する。

ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。



目標 15. 陸の豊かさを守ろう

ターゲット 15.a 生物多様性と生態系の保全と持続的な利用のために、あらゆる資金源からの資金の動員及び大幅な増額を行う。

第2章：各評価項目における対象事業の現状と JCR の評価

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対する JCR の評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1 (F)』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスにかかる妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等へ開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 目標

<グリーンボンド発行の目標に係るフレームワーク>

■京都市環境基本計画

環境の保全に関する長期的な目標及び個別の分野の施策の大綱（基本施策）などを示す環境行政のマスタープランとして策定するものであり、「京都市基本計画」の個別計画であるとともに、環境分野の個別計画の上位計画として施策の方向性を示すもの。

「地球環境に暮らしが豊かに調和する『環境共生と脱炭素のまち・京都』」を、「京都市が目指す環境像」として位置付け、その実現に向けて、3つの分野別の長期的目標（（1）持続的な発展が可能となる脱炭素のまち、（2）生物多様性豊かな自然環境と調和した快適で安心・安全なまち、（3）資源・エネルギーの有効利用と環境負荷の低減を図る循環型のまち）を設定し、施策を推進するとともに、分野横断型の長期的目標（（4）環境保全を総合的に推進するためのひと・しくみづくり）を設け、環境保全の理解と活動の実践により、施策の推進を一層加速させることとしている。

■京都市地球温暖化対策計画

京都市地球温暖化対策条例に長期目標として明記した「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」となる脱炭素社会の実現に向け、大変重要となる「行動の10年」の実行計画として策定するもの。

「2050ゼロ」を達成するため、令和12年度（2030）までに市域からの温室効果ガス排出量を平成25年度（2013）比で40%以上削減することを中間目標として掲げている。令和3年（2021）9月には、国の動向等を踏まえ、平成25年度（2013）比46%削減を目指すことを表明した。

取組の進め方として、市民生活（ライフスタイル）や事業活動（ビジネス）、そしてこれらの基盤となるエネルギー、モビリティの4つの分野の転換を図る施策を展開し、省エネの加速と再生可能エネルギー利用の飛躍的な拡大を図るとともに、森林等の二酸化炭素の吸収源対策や、これら緩和策に加え、気候変動の影響を軽減するための適応策を、車の両輪として進めることとしている。

適応策については、令和3年（2021）7月に京都気候変動適応センターを設置し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・整理・分析や発信、気候変動影響の予測・評価等を行っている。

■京都市役所CO₂削減率先実行計画

2050年ゼロの実現に向けて、極めて重要となる今後10年の間に、脱炭素社会への道筋をつけていくには、市内最大のCO₂排出事業者である京都市役所が、率先して取組を充実・強化していくことが必要であるため、「京都市役所CO₂削減率先実行計画」を策定している。

市役所全体の令和12年度(2030)目標を、温室効果ガス排出量46%削減(平成25年度(2013)比)としたうえで、最大限の省エネルギーや、再生可能エネルギーの飛躍的な導入拡大に加え、職員一人一人が家庭生活においてもCO₂を排出しないライフスタイルに転換するなど、これまでの延長にとどまらない取組に挑戦していくと同時に、その内容を市民、事業者発信することで、市内からのCO₂排出削減につなげることをしている。

■京都市公共建築物脱炭素仕様(令和3年3月改定)

本市の公共建築物においては、CO₂削減はもとより、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの導入、環境共生等の観点を持って整備を進める必要があるため、公共建築物の脱炭素化に向けた整備の方針、施設の用途・規模別に導入基準等を定めている。

新築及び増築工事における取組として、外皮性能の削減率及び一次エネルギー消費量基準の数値目標達成、市内産木材(みやこ杉木)等の利用、再生可能エネルギー利用設備の導入、CASBEE京都の高ランク取得することを目標としている。

<本フレームワークに対するJCRの評価>

京都市は、明確な環境に対する目標を京都市環境基本計画の中で定め、その実践にあたって京都市地球温暖化対策計画等、様々な施策を積極的に実施していることをJCRは確認した。また、本フレームワークで定められた資金使途は、気候変動の緩和および適応対策、生物多様性保全の環境要素に係る目標に資する事業であることを確認した。以上より、本フレームワークで対象としている事業は、京都市の環境計画および環境戦略と整合的であるとJCRは評価している。

b. 選定基準

京都市では、プロジェクトの選定基準を以下の通り定めている。

対象事業	適格性基準
市有施設太陽光パネル設置事業	京都市公共建築物脱炭素仕様に定める、延床面積に応じた太陽光発電設備の導入
市有施設・設備省エネ改修事業	高効率照明機器(LED)の導入及び高効率空調(30%以上の省エネ)への更新
クリーンセンター改修事業	省エネ設備の導入
土壌汚染対策事業	区域指定を解除するための措置
緑化推進事業	緑被率の向上
森林整備等事業	森林の有する多面的機能を発揮させるための、適切な造林、保育及び間伐並びに保全又は林道等の整備
次世代自動車・バイオディーゼル車導入事業	EV、FCV、HV・PH(EV)(CO ₂ 排出量50g-CO ₂ /km・人以下)及びバイオディーゼル車の導入
河川改修事業	浸水対策のための河川や水路等の改修・整備及び排水機場の整備・更新
市有施設新築・増築事業	CASBEE京都のSランク又はAランクの新築・増築

JCRでは、上記選定基準について、いずれも気候変動の緩和策および適応策として意義の高いプロジェクトを対象とした水準であると評価している。

c. プロセス

<選定プロセスにかかるフレームワーク>

■対象事業の評価・選定プロセス

環境政策局地球温暖化対策室と行財政局財政室が、各部局にヒアリングを行い、適格性基準に照らして適格性に関する評価を行い、その結果に基づき当該年度に発行する京都市グリーンボンドの対象事業候補の選定を行う。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

京都市のグリーンプロジェクト選定のプロセスにおいて、全体の取りまとめを行う環境政策局地球温暖化対策室および行財政局財政室が、各局の担当部署に起債予定事業および環境改善効果の事業内容の詳細についてヒアリングを行い、環境面での便益を確認する。その後、環境政策局地球温暖化対策室および行財政局財政室が合議し、本フレームワークに合致するインパクトが大きい事業を選定の上、財政室が最終決定する。よって、JCR は適切な選定プロセスが構築されていると評価している。

以上より、本フレームワークに定められている京都市の目標、選定基準、プロセスは適切に構築されている。また、本フレームワークに基づくグリーンボンド実行時に、京都市は JCR から提供する本評価レポートのほか、ウェブサイト等を通じて上述の基準やプロセスを投資家等に対して開示予定であり、透明性は確保されていると考えられる。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定される。本項では、本フレームワークに基づき調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本フレームワークにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか否か、加えて未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<資金管理にかかる本フレームワーク>

■調達資金の管理

地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てる必要があるため、京都市グリーンボンドの調達資金は、原則として当該年度中の対象事業に充当される。財政室は、京都市グリーンボンドの対象事業に対する資金充当状況を必要に応じて追跡できるように執行実績を管理し、それらを「レポート」に基づき公開する。

<本フレームワークに対する JCR の評価>

本フレームワークに定められたグリーンボンドの資金使途は、本フレームワークで定められているグリーン適格事業への新規投資であり、これ以外の目的に充当される予定はない。

本フレームワークで定める事業は新規投資として起債した年に充当が完了する予定である。また、財政室の担当者が、起債管理システムを用いて資金調達額の帳簿を管理し、年度終了時に財政室長が確認を行うこととなっていることから、内部統制体制も適切に構築されている。なお、自治体を対象にした監査の仕組みはないが、起債額を含めた自治体の歳入歳出決済については、地方自治体法第 233 条に基づく手続きを経て、最終的に議会が認定する。起債管理システムの履歴は半永久的に記録され、市債発行の決定書および契約書についても償還期間を超えて保管される。

以上より、JCR は京都市の資金管理は妥当性および透明性は高いと評価している。

3. レポート体制

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークを参照して実施されるグリーンボンドの実施前後の投資家等への開示体制が、詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

<レポートにかかるフレームワーク>

<p>■ レポート体制</p> <p>京都市グリーンボンドにより調達した資金の充当状況とともに、充当した事業の環境改善効果として、原則として、下記に示すインパクトレポートを起債翌年度に本市のホームページに公開する。</p>	
<p>■ 各事業のインパクトレポート内容</p>	
対象事業	レポート内容
市有施設太陽光パネル設置事業	太陽光発電設備からの発電量
市有施設・設備省エネ改修事業	LED 照明設備及び空調設備の導入件数、エネルギー使用量削減によるCO ₂ 排出量削減量
クリーンセンター改修事業	CO ₂ 排出量の削減量
土壌汚染対策事業	対象地番、講じた措置の種類、区域指定を解除した面積
緑化推進事業	事業実施箇所名、整備面積
森林整備等事業	事業実施箇所名、整備面積
次世代自動車・バイオディーゼル車導入事業	エネルギー使用量削減によるCO ₂ 排出量削減量
河川改修事業	事業実施河川名、事業実施河川数、事業実施路線数、事業実施排水機場名、事業実施排水機場数
市有施設新築・増築事業	<p>CASBEE 京都に基づく以下の事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の概要 ・ CASBEE 京都の取得状況とランク ・ CO₂排出量の削減量 ・ 外皮性能の削減率及び一次エネルギー消費量基準 ・ 太陽光発電設備及び太陽熱利用設備の導入量 ・ 市内産木材（みやこ杉木）等の利用量

<本フレームワークに対する JCR の評価>

a. 資金の充当状況に係るレポート体制

グリーンボンドで調達した資金の用途は、京都市のホームページ等で投資家に対して公表される予定である。また、前項で確認した通り、グリーンボンドにより調達した資金は、調達後同一年度内に全て対象事業に充当されるため、未充当資金に係る期中のレポートは現在のところ想定されない。対象資産の滅失等により未充当資金が発生した際は、京都市のホームページ等で適時開示を予定している。

b. 環境改善効果に係るレポート

グリーンビルディングの対象となる市有物件については、CASBEE 京都の評価結果が開示されており、透明性が高い。京都市は、各事業において定量的な環境改善効果を京都市のホームページにて公開する予定であることから、透明性が担保されていると JCR では評価している。また、京都市は、京都府および総合地球環境学研究所と共同で京都気候変動適応センターを 2021 年 7 月に設置して、気候変動適応に関する科学的知見の情報収集および開示を進めており、今後更に適応計画について対応を強化していく予定であることを JCR は確認している。

JCR では、上記レポートについて、資金の充当状況および環境改善効果の両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

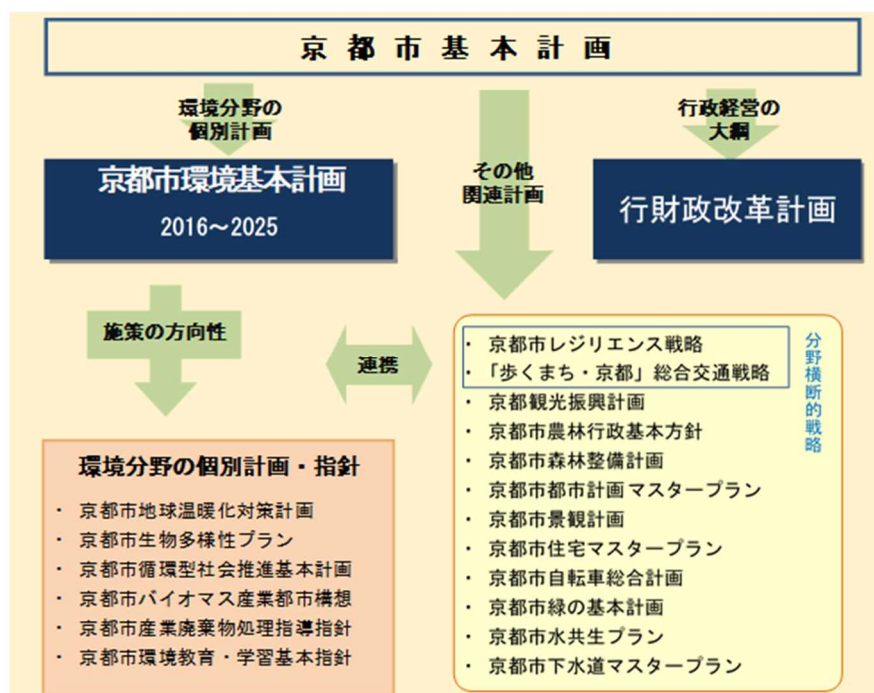
本項では、経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド実行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

京都市は、1997年に採択された地球温暖化対策に関する国際的約束である京都議定書以降、様々な取り組みを推進してきた。京都市は、世界文化自由都市宣言に基づく21世紀の京都のまちづくりの方針を理念的に示す構想である京都市基本構想を具現化すべく、京都市基本計画である「はばたけ未来へ！京プラン2025」を策定している。現在の第3期の京都市基本計画では、2021年度から2025年度までの5年間を対象とし、人口減少の本格化、地球温暖化の加速、グローバル化の進展、産業構造の転換と厳しい京都市財政の4つの社会経済情勢の変化に着目し、「生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く」を都市経営の理念に掲げている。また、京都の6つの未来像のうち、1つ目に「地球環境に暮らしが豊かに調和する「環境共生と脱炭素のまち・京都」」を設定し、重点的な取り組みを進めている。

京都市が2016年3月に策定した京都基本計画の環境分野の個別計画である京都市環境基本計画(2016~2025)では、2016年度から2025年度までの10年間を対象に脱炭素、生物多様性と自然環境、資源・エネルギー有効活用および環境保全を推進するためのひと・しくみづくりの4つの長期的目標と10の基本施策を通じ、「環境と調和する持続可能な社会」の実現に向けて各種取り組みを推進してきた。また、2021年8月に策定した行財政改革計画においては、都市の成長戦略として、グリーンボンド等の発行を通じて、脱炭素やSDGs等をはじめ国際社会において共有される目標や価値観を京都市から実現することで、多様な人材・企業が集まり、投資や支援を呼び込むことができる都市を目指すなど、サステナブルファイナンスに関連した取り組みも推進している。

京都市の京都市基本計画と関連する分野別の計画の位置づけは以下の通りである。



(出所 京都市ウェブサイト)

京都市は、京都市地球温暖化対策計画において、京都市地球温暖化対策条例に長期目標として明記した「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」となる脱炭素社会の実現に向けた実行計画を策定している。2050年にCO₂排出量正味ゼロを達成するため、2030年までに市域からの温室効果ガス排出量を2013年度比46%以上削減することを中間目標として掲げている。同計画における緩和策の取り組みとして、ライフスタイルの転換、ビジネスの転換、エネルギーの転換、モビリティの転換および森林・農地等の吸収源対策の5分野における20施策を展開し、省エネルギーの加速および再生可能エネルギー利用の拡大を図るとしている。また、同計画において、環境と経済の好循環を生み出すしくみづくりとして、ESG金融やグリーンボンドの活用拡大など、グリーンファイナンスの推進を図ることとしている。気候変動の影響への対策である適応策においては、自然災害、健康・都市生活、水環境・水資源、農業・林業、自然生態系および文化・観光・地場産業の気候変動による影響が懸念される6分野において対策の充実を図るとしている。具体的には、京都における影響の把握、分析、適応情報の発信、各分野の施策推進および新たな取り組みの推進について、2021年7月に設置した京都気候変動適応センターにおいて行っていくものとしている。

京都市は、2021年11月に都市の気候変動対策を評価するCDP Citiesにおいて最高評価であるA評価を獲得している。Aランク取得においては、開示、認識、マネジメント、リーダーシップの4項目において一定以上の評価が必要である。これは、温室効果ガス排出量の公開、気候行動計画や気候適応計画の策定、温室効果ガス排出削減量と再生可能エネルギーの導入量の目標設定などに取り組んでいることに加え、気候変動対策の分野で協調的かつ効果的な行動により、リーダーシップを発揮していること等、総合的に評価されたものであり、相対的に他の都市と比べて先進的な取り組みを進めていると言える。

以上より、京都市では、2050年までのCO₂排出量正味ゼロに向けた強いイニシアティブの下、様々な取り組みを多様なステークホルダーと共に実践していることを確認した。また、脱炭素戦略や適応計画等、グリーンボンドの資金使途となる環境政策の立案と実行を行っていることも確認した。JCRは、京都市が環境問題を市政における優先度の高い重要課題と位置づけていると評価している。

■評価結果

本フレームワークについて、JCR グリーンファイナンス評価手法に基づき「グリーン性評価（資金使途）」を“g1(F)”、「管理・運営・透明性評価」を“m1(F)”とした。この結果、「JCR グリーンボンド・フレームワーク評価」を“Green 1(F)”とした。本フレームワークは、「グリーンボンド原則」および「グリーンボンドガイドライン」において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド・フレームワーク評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1(F)	m2(F)	m3(F)	m4(F)	m5(F)
グリーン性評価	g1(F)	Green1(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g2(F)	Green2(F)	Green2(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)
	g3(F)	Green3(F)	Green3(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外
	g4(F)	Green4(F)	Green4(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外
	g5(F)	Green5(F)	Green5(F)	評価対象外	評価対象外	評価対象外

(担当) 梶原 敦子・後藤 遥菜

本評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、グリーンファイナンス・フレームワークで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するグリーンプロジェクトへの適合性ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券または借入等の資金使途の具体的な環境改善効果および管理・運営体制・透明性評価等を行うものではなく、当該フレームワークに基づく個別債券または個別借入につきグリーンファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価は、当該フレームワークに基づき実施された個別債券または借入等が環境に及ぼす改善効果を証明するものではなく、環境改善効果について責任を負うものではありません。グリーンファイナンス・フレームワークにより調達される資金の環境改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価上の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンファイナンス評価は、評価の対象であるグリーンファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書にかかる一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンファイナンス・フレームワーク評価：グリーンファイナンス・フレームワークに基づき調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンファイナンスの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1 (F)、Green2 (F)、Green3 (F)、Green4 (F)、Green5 (F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナブルファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録)
- ・ UNEP FI ポジティブインパクト金融原則 作業部会メンバー
- ・ Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO : JCR は、米国証券取引委員会定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官 (格付) 第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル